

# 鈴鹿市産業用地開発支援事業補助金 募集要項

令和7年7月

鈴鹿市

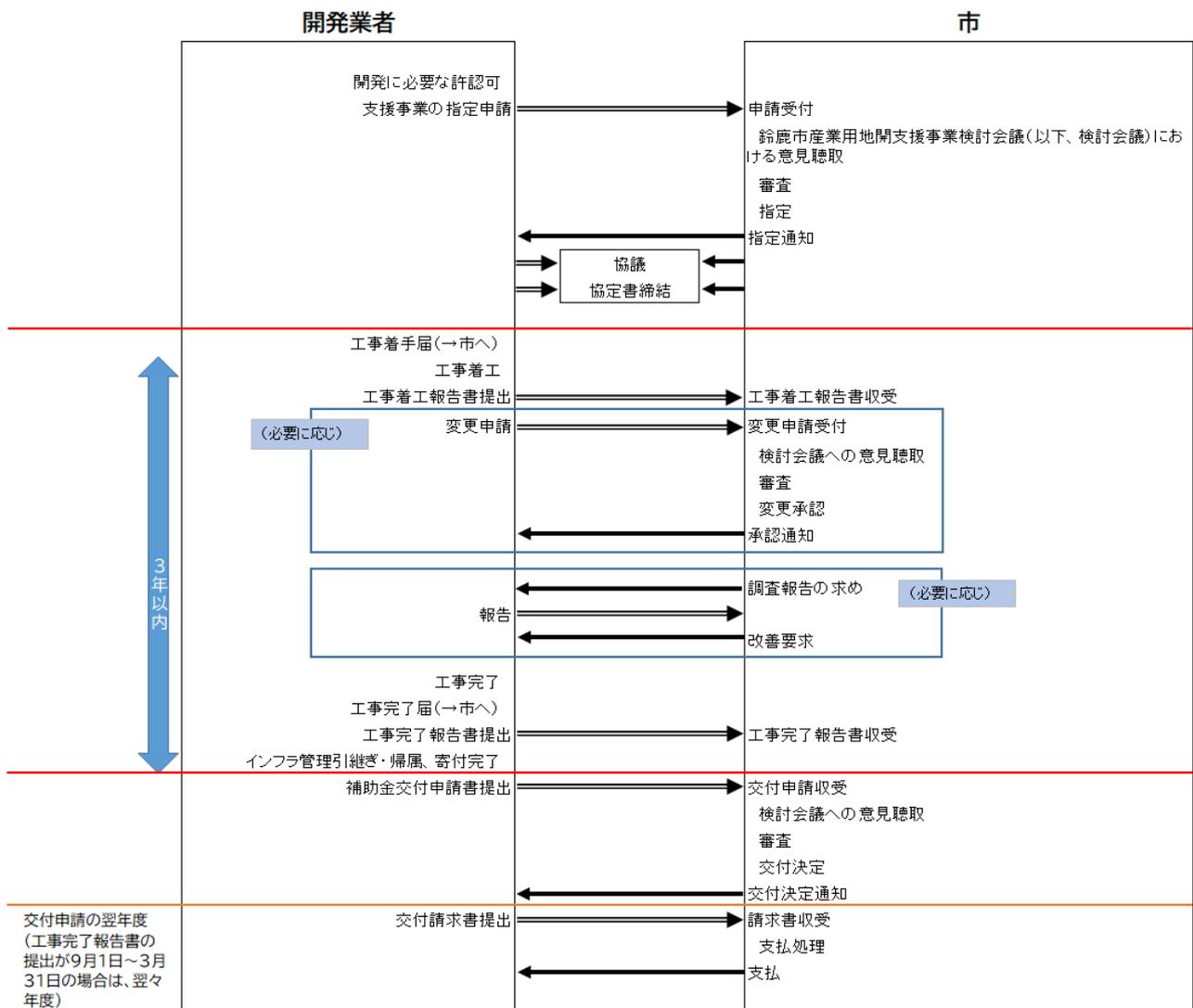
# 鈴鹿市産業用地開発支援事業補助金募集要項

## 1. 事業の目的

本市では「鈴鹿市企業誘致推進戦略」を策定し、産業集積の推進を図るため、企業誘致の取組を進めています。こうした中、企業誘致の取組は、税収の増加や雇用の拡大、それに伴う若年層の地域定着や人口減少の抑制など、地域経済を活性化するうえで非常に有効であるものの、受け皿となる市内の産業用地は年々不足しており、その確保や整備は喫緊の課題となっています。

本事業は、企業誘致推進戦略の一環として、官民連携により産業用地整備を進めるため、「鈴鹿市補助金等交付要綱」及び「鈴鹿市産業用地開発支援事業補助金交付要領(以下、「要領」という。)」に基づき、豊富な土地開発の実績を有する民間事業者(以下、「事業者」という。)から産業用地開発支援事業の指定について募集を行い、審査を経て、事業者に対し補助金を交付するものです。

## 2. 助成金交付までの流れ



### 3. 補助金の概要

産業用地開発支援事業として指定を受けた事業者に対して、下記の補助金を交付します。

#### 産業用地開発支援事業補助金

##### 【交付対象】

産業用地の開発を目的とした都市計画法第29条第1項に規定する開発行為及び開発行為に伴う区域外工事により設置される公共施設及び上水道施設等のうち、産業用地の整備完了後に市に帰属・寄付等がなされるインフラ(「道路施設」、「下水道施設」、「河川・運河・水路」、「水道施設」、「消防水利」)の整備費用

##### 【交付額】

「事業者が整備に要した費用」と「市が自ら施工した際に想定される整備費用相当額」のいずれか低い額の2分の1

##### 【上限額】

1ヘクタール当たり2,000万円 かつ 産業用地(工業団地)1か所当たり4億円

### 4. 支援の対象となる開発事業

(1) 対象地域	『鈴鹿市企業誘致推進戦略』における「企業誘致推進エリア」、『鈴鹿市都市マスタープラン』における「新土地需要エリア」、「スマートIC利活用エリア」、「市街地形成検討地区(工業系)」内および市街化区域内。
(2) 開発規模	1か所あたり、5ha以上。 ※ ただし、市街化区域については1ha以上、市街化調整区域における地区計画制度の運用基準(非住居系)第7条の(3)に定める地区内は3ha以上。 ※ 募集上限面積は概ね150haとする。
(3) 分譲対象施設	①または②のいずれかの業種及び施設 ①「製造業」を営む者が設置する工場、研究施設 ②「運輸業(運送業、倉庫業等)」を営む者が設置する物流施設
(3) その他要件	① 複数の区画を有していること。 ② 工事着工から3年以内に周辺インフラの管理・帰属、寄付を含めて事業完了すること ③ 交付を受けた産業用地開発支援事業補助金相当額を土地分譲価格に上乗せしないこと。 ④ 事業の指定申請時点において、開発事業に必要な許認可等(開発許可、農地転用許可、農用地区域の除外等)を受けていること ⑤ 開発事業の実施に当たり、関係法令を遵守するとともに、鈴鹿市開発事業指導要綱に定める事項及び同様に基づく協議において定める事項について、誠意をもって適切に対応すること ⑥ その他市長が必要と認める要件を満たすこと

## 5. 支援の対象となる事業者の要件

- (1) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (2) 本市が求める報告のほか、本市が行う調査等に協力すること。
- (3) 開発に必要な届出その他の手続きを完了していること。
- (4) 民間事業者またはその役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。)第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 公序良俗に反する事業その他支援の対象として社会通念上不適切であると認められる事業を営む者でないこと。
- (6) 本事業の実施にあたり、地元企業の活用に努めること。
- (7) 事前に鈴鹿市(産業政策課、都市計画課、農業委員会事務局など)へ相談を行うこと。
- (8) その他市長が必要と認める要件を満たすものであること。

## 6. 応募方法

産業用地開発支援事業の指定に基づく補助金の交付を希望する事業者は、開発工事着工前までに、「鈴鹿市産業用地開発支援事業指定申請書(要綱様式第1号)」に、(1)に掲げる提出書類を添えて応募してください。

### (1) 提出書類

事業者概要書	本社、主要な事業所及び事業内容が記載されたもの【様式ア】
商業・法人登記簿	申請日以前3ヵ月以内に発行された履歴事項全部証明書
役員等名簿	【様式イ】
産業用地造成等の実績が分かる書類	過去10年間における産業用地の造成及び企業誘致や分譲等の実績(実施箇所、実施規模、分譲状況及び事業の特徴)【様式ウ】
事業計画書	事業の実施方針、場所、工程、事業費内訳、開発許可を受けていることが分かるもの(開発許可書の写し)
インフラ整備計画書	整備場所、工程、工事費内訳及び工事数量が分かるもの、図面
土地利用計画図	産業用地、道路、緑地、排水施設等を明記したもの
支援対象事業に関する用地の公図及び現況写真並びに土地の全部事項証明書	
固定資産税等の納税通知書その他事業開始前の開発区域に属する用地の地番並びに当該用地の開発事業に着手する前の固定資産税等の額が分かる書類	
国税及び地方税の納税証明書等	申請日以前3ヵ月以内に発行されたもの
事業収支計画書	事業の収入および支出に係る資金計画を明らかにした書類【様式エ】
直近3期分の決算書	写し

誓約書	本市が指定する様式【様式オ】
その他市長が必要と認める書類	
共同事業体構成員表	2以上の事業者が一体として支援対象事業を行う場合のみ提出【様式カ】

## (2) 提出部数

正本1部及び副本15部

申請書及び添付資料のすべてのデータを格納した磁気ディスク(CD-Rなど) 1枚

## (3) 申請書の提出先

鈴鹿市 産業振興部 産業政策課 企業立地推進グループ(市役所7階74番窓口)

〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

電話 059-382-9045 FAX 059-382-0304

E-mail sangyoseisaku@city.suzuka.lg.jp

## (4) 申請書の提出方法

(3)の提出先まで「持参」又は「郵送(簡易書留に限る。)」により提出してください。

持参の場合は閉庁日(土・日・祝日および年末年始)を除く、8時30分から17時15分の間に受付します。

## 7. 産業用地開発支援事業の指定

申請書の受理後、鈴鹿市産業用地開発支援事業検討会議に意見聴取の上、産業用地開発支援事業としての指定の可否を決定し、その結果を申請者へ通知します。

## 8. 指定申請に当たっての留意事項

- (1) 開発に必要な許認可にあたっては、関係法令等との整合性を図る必要があるため、事前に関係機関と協議を行ってください。
- (2) 産業用地開発支援事業の指定を希望する申請者から提出された書類は返却しません。  
なお、提出書類は審査に必要な範囲において複製することができるものとします。
- (3) 産業用地開発支援事業の指定を希望する申請者が行う事業計画等の必要書類の作成及び提出に関する諸費用、その他一切の費用について、市はこれを負担しません。

## 9. 協定書の締結

指定事業者は、本市と次に掲げる事項について協議を行い、協定を締結するものとします。

- (1) 産業用地開発支援事業の工程に関する事項
- (2) 鈴鹿市産業用地開発支援事業補助金交付要領及び本募集要項の遵守に関する事項
- (3) 開発工事における災害の防止、環境の保全等に関する事項
- (4) 誘致企業に関する事項
- (5) 産業用地の管理及び分譲に関する事項 等

## 10. 指定の取消

指定事業者が次のいずれかに該当するときは、産業用地開発支援事業の指定を取り消すことがあります。

- (1) 偽りその他不正な手段により指定を受けたとき
- (2) 産業用地開発支援事業の指定に係る開発事業と異なる事業を行ったとき
- (3) 応募資格要件に該当しなくなったとき
- (4) 指定事業に係る本市からの調査・報告及び改善の求めに対する措置を取らないとき
- (5) その他、市長が必要と認めたとき

## 11. 開発工事等

指定事業者は、協定書の締結後速やかに、協定書の内容に基づき開発工事に着工するとともに、工事着工報告書の提出のほか法令等に定められた手続きを行い、周辺インフラの管理・帰属、寄付を行うものとする。

また、工事完了後においては、完了公告の日から起算して14日以内に工事完了報告書を提出するとともに、各種手続き(周辺インフラに係る管理引継ぎや帰属手続き等)を行ってください。

なお、工事完了報告書の提出日から10年を経過するまでの間、当該産業用地について、その用途を変更することはできないものとします。

## 12. 産業用地開発支援事業補助金の交付申請

指定事業者は、産業用地開発支援事業補助金(以下、「補助金」という。)の交付を受けようとするときは、周辺インフラの本市への管理引継ぎ及び帰属の手続きの完了以後、以下の書類を添えて申請を行うものとします。

鈴鹿市産業用地開発支援事業産業用地開発支援事業補助金 交付申請書	要領様式第8号
施設区分ごとの整備事業費の内訳書及び工事数量の分かる 書類	
施設区分ごとの整備位置図、平面図、求積図等	
工事現況写真、完成写真	
インフラに係る管理引継ぎ及び帰属の手続きが完了したことが 分かる書類	
インフラに係る所有権移転登記が完了したことが分かる書類	
国税及び地方税の納税証明書その他納付状況が分かる書類	申請日以前3か月以内 に発行されたもの
その他市長が必要と認める書類	

## 13. 補助金の交付

### (1) 交付額

補助金の交付額は、産業用地開発支援事業の指定を受けた事業において、インフラ整備に要した費用の額と本市が自ら施工した際に想定されるインフラの整備費用相当額のいずれか低い額の2分の1です。

ただし、1ヘクタール当たり2000万円、一の産業用地当たり4億円を交付上限とします。

### (2) 交付方法

工事完了報告書の提出日が属する年度の翌年度(工事完了報告書の提出日が9月1日から31日までの間の場合は翌々年度)から5年間に分割して交付する。

また、補助金を交付するときは、産業用地開発支援事業の指定を受けた事業者が、請求書を提出の上、毎年3月に支払うものとする。

## 14. 補助金の取消し

補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

- (1) 産業用地開発支援事業の指定を取り消したとき
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (3) 産業用地開発支援事業工事完了報告書の提出日から起算して10年以内に用途を変更したとき
- (4) 法令、規則又はこの要綱及び市長の指示に違反したとき
- (5) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき